

平成23年12月2日

災害廃棄物の受け入れに関する特別区長会の対応について

1 概要

東京都は本年7月、平成25年度までに災害廃棄物50万トンの受け入れを発表し、先行事業として岩手県宮古市の災害廃棄物1千トンの都内民間事業者での受け入れを開始した。これに続き、都から宮城県女川町の災害廃棄物約10万トンについても、24年度までに23区及び多摩地域の清掃工場において焼却するスキームが示され、特別区長会へ依頼があった。

その後、区長会総会の場で、女川町長と宮城県より直接の要請を受け、東京都からも改めて依頼があった。特別区としては、今回の東日本大震災の発生時より、日頃東京の活動を支えていただいている被災地の窮状に鑑み、考えられるすべての支援協力を全力で行うことを申し合わせており、女川町の災害廃棄物を受け入れることを前提に、現地での焼却試験結果における放射能の状況や災害廃棄物の搬出時の適正分別の体制等の確認を行うこととした。その結果、放射能等の安全性も確認できたことから、11月24日に特別区、女川町、東京都、宮城県との間で基本合意を締結し、合同記者会見を開いて発表した。

2 受け入れる災害廃棄物

女川町で発生した災害廃棄物の搬出時に、アスベスト等の有害物質の除去と放射能測定を行い、国の「災害廃棄物処理ガイドライン」の安全性の基準をクリアした木くず等について23区及び多摩地域で、約10万トン（うち23区で約5万トン）受け入れる。

3 試験焼却

被災地での焼却試験により安全性を確認済であるが、再確認のため、年内に23区内の2つの清掃工場（大田、品川）で試験焼却を行う。

4 受入期間

試験焼却結果の検証後、平成24年2月から平成25年3月31日まで。

5 住民説明

葛飾清掃工場での受け入れに際しては事前に、運営協議会および地元町会等への説明を行うほか、一般区民対象の説明会を開催する。

※詳細は別紙1～5のとおり

平成 23 年 11 月 24 日
環 境 局**宮城県の災害廃棄物の処理を受け入れます**

本日、宮城県女川町の災害廃棄物が、都内の清掃工場において円滑に処理できるよう相互に協力することを目的とした基本合意を特別区長会、東京都市長会、女川町、宮城県及び東京都で締結しました。

また、宮城県、東京都及び財団法人東京都環境整備公社の 3 者で「災害廃棄物の処理基本協定」を締結し、宮城県から東日本大震災に伴う災害廃棄物（宮城県女川町の可燃性廃棄物）を受け入れることとしましたのでお知らせします。

1. 基本合意の締結

特別区長会と東京都市長会は、宮城県女川町の災害廃棄物を都内の清掃工場において受け入れるに当たり、円滑に処理できるよう相互に協力することを目的とした基本合意を女川町、宮城県及び東京都と締結しました。（基本合意書は別紙のとおり）

2. 処理協定の概要

宮城県、東京都及び財団法人東京都環境整備公社の 3 者で「災害廃棄物の処理基本協定」を締結し、宮城県から東日本大震災に伴う災害廃棄物を受け入れることとしました。

目 的：復旧・復興対策を迅速かつ円滑に遂行するため、災害廃棄物を適正処理
処 理：災害廃棄物の種類、数量等は、別途、その都度定める。
経費負担：災害廃棄物の処理経費は、宮城県が負担する。
協定期間：平成 23 年 11 月 24 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

3. 宮城県から処理を依頼される災害廃棄物について

搬出場所	宮城県女川町石浜（女川町災害廃棄物破碎選別場）	
災害廃棄物の種類、量	可燃性廃棄物（木くず等）	約 100,000 トン
搬出期間（予定）	平成 23 年 12 月から平成 25 年 3 月まで	
運搬方法	鉄道貨物輸送	
処分方法	主に都内清掃工場で焼却処分	

4. 今後のスケジュール

- 試験焼却に係る住民説明 12 月上旬
- 都内清掃工場での試験焼却 12 月中旬
- 試験焼却結果評価公表 1 月下旬
- 住民への説明・受入開始 2 月以降

※ 鉄道貨物輸送の際は一部、川崎市から借用する廃棄物輸送用コンテナを使用します。

<問い合わせ先>

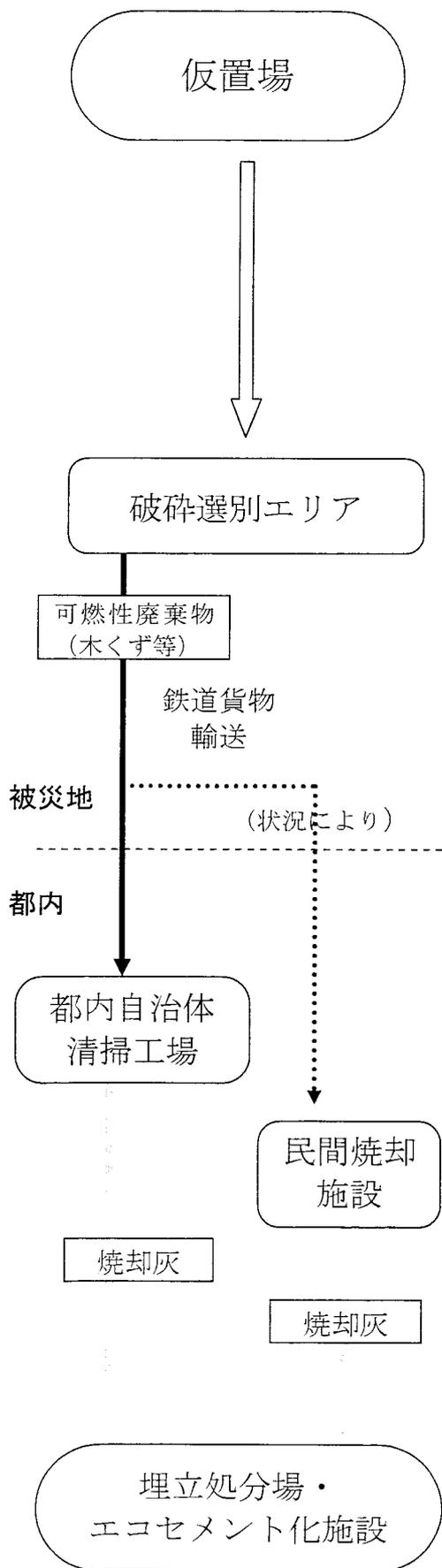
環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課 今井・荒井
電話 03(5388)3579 （内線 42-830）

東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入について

■宮城県女川町災害廃棄物(可燃性廃棄物)受入スケジュール(予定)		
年月	被災地仮置場の状況	搬出場所：宮城県女川町
		種類：【可燃性廃棄物】 都内自治体清掃工場による焼却処理（状況により一部民間焼却）
23年 8月	災害廃棄物を 仮置場に収集	■ 災害廃棄物放射能測定 (8/3 採取→9/20 結果)
9月		■ 石巻広域クリーンセンター焼却試験 放射能データ測定 (9/8 採取→9/20 結果) ダイオキシン類 (9/8 採取→排ガス 0.00088ng-TEQ/m ³)
10月		○ 放射能管理マニュアル作成 □ 区長会 (14日) □ 町村会 (17日) □ 市長会 (25日)
11月		□ 特別区長会、女川町、都、宮城県で基本合意の締結 ○ 宮城県、都、公社で基本協定の締結 □○ 特別区長会、市長会、女川町、宮城県、都で共同記者 会見 (24日)
	破砕選別設備 完成	○ 宮城県、公社で処理契約 (清掃工場分) □○ 清掃工場所在区及び周辺住民への試験説明 ○ 清掃工場試験用災害廃棄物の運搬
12月 中旬		□ 23区清掃工場での試験焼却
1月 下旬		□ 試験焼却評価公表
2月 以降	清掃工場へ搬 出開始	□○ 清掃工場所在区及び周辺住民への受入説明 ※ 受入処理 (都内清掃工場) (23・24年度 10万トン予定) ○ 状況により民間施設で受入れ (宮城県、公社で処理契約)

■：被災地自治体、○：都又は公社、□：区市町村

災害廃棄物の受入処理にあたっての環境対策（宮城県女川町）



○事前の性状把握

- ① 海水（塩分）による災害廃棄物の焼却時のダイオキシン、塩化水素の発生は、通常ごみの焼却時と差異はない（廃棄物資源循環学会 8月2日報告）
 - ・被災地の焼却施設における排ガスのダイオキシン類測定結果 $0.00088 \text{ ng-TEQ/m}^3 \leq 0.1$
- ② 放射能
 - ・災害廃棄物の放射性物質濃度測定 133 Bq/kg ($^{134}\text{C s} + ^{137}\text{C s}$)
 - ・被災地の焼却施設における放射性物質濃度測定
焼却灰： $2,300 \text{ Bq/kg}$

○搬出時の対策

- 環境整備公社（常駐）による受入監視
- (1) 仮置場から破碎選別エリアに移動した時
 - ① アスベスト等の有害物質、危険物を除去
 - ② 作業時間の1時間ごとに空間線量率を測定
 - (2) 搬出時
 - ① コンテナごとに遮蔽線量率*を測定
 - ② 定期的に放射性物質濃度を測定（月1回）

○運搬方法

気密性の高い鉄道コンテナで運搬

○民間焼却施設を活用する場合の要件

- ① 産業廃棄物処分量の許可業者
- ② 処理能力100t/日以上
- ③ バグフィルター及び湿式排ガス処理装置又は活性炭等吹込装置あり
- ④ 処分量業者名は選定前に区市町村に情報提供、選定時に公表

○放射能測定

- ① 都内自治体清掃工場
 - 自区域内の廃棄物処理に必要なモニタリングとして実施する放射能測定にて確認
- ② 民間焼却施設を活用する場合
 - 敷地境界の空間線量率を測定（週1回）
 - 焼却灰、排ガスの放射性物質濃度を測定（月1回）

※ 遮蔽線量率 ($\mu\text{Sv/h}$)：廃棄物を鉛の箱体に入れて放射線を遮蔽し、廃棄物自体からの放射線量率を測定するもの。

平成 23 年 1 月 24 日
東京二十三区清掃一部事務組合

宮城県女川町災害廃棄物焼却試験評価の概要

本焼却試験は、災害廃棄物を焼却処理した影響を確認するため、石巻市、東松島市及び女川町で構成する石巻地区広域行政事務組合の石巻広域クリーンセンターにおいて平成 23 年 9 月 7 日及び 8 日に女川町が実施したものである。

焼却試験は、ごみバンク内の通常ごみに女川町災害廃棄物を 20%混合し、同センター 2 号焼却炉で焼却し、災害廃棄物焼却に伴う影響を調査した。

当組合では、当該試験結果に加えて、別途、試験前の定期測定結果、運転時の焼却炉内温度、排ガス発生量及び薬剤使用量などを入手・解析し、以下のとおり独自の評価を行った。

試験結果の評価

測定項目	焼却試験結果概要
排ガス (煙突)	○測定結果は、すべて法規制値を下まわった。 ○放射能濃度は不検出であった。 ○測定結果は通常運転時と同程度か低い値であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られなかった。また、各測定結果は、当組合の測定結果と同程度であった。
排ガス (ろ過式集じん器前)	○測定結果は、当組合の測定結果と同程度であった。 ○放射性物質は、ろ過式集じん器で捕集され煙突排ガス中では不検出であった。
飛灰等 (飛灰、脱塩残さ、スラグ)	○ダイオキシン類測定結果は、すべて法規制値を下まわった。 ○測定結果は、通常運転時と同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られなかった。また、各測定値は、当組合の測定結果と同程度であった。
運転時データ (炉温、排ガス量、薬剤使用量)	○試験時の自動測定装置計測結果は、通常運転時と同程度であった。 ○薬剤の使用量は通常運転時と同程度であった。
ごみ性状	○災害廃棄物の水分は当組合の測定結果より少なく、低位発熱量は高い値であるが、当組合の焼却炉でも安定的に焼却できる程度である。 ○放射能濃度は、広域処理が可能な災害廃棄物の放射性セシウム濃度 240Bq/kg を下まわった。

(評価のまとめ)

石巻広域クリーンセンターにおける焼却試験結果は、通常ごみ焼却時及び当組合の測定結果と同程度であり、災害廃棄物を焼却した影響は見られなかった。



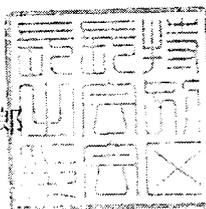
宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書

特別区長会、宮城県女川町、東京都及び宮城県は、宮城県女川町において発生した、東日本大震災により特に処理することが必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）のうち広域的に処理することが必要かつ可能である災害廃棄物について、当該災害廃棄物が特別区で組織する東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場において円滑に処理されるよう相互に協力することを合意する。

平成23年11月24日

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
特別区長会

会長（荒川区長） 西川 太一郎



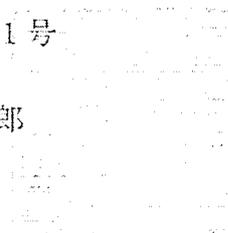
宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原3-1-6番地
宮城県女川町

宮城県女川町長 須田 善明



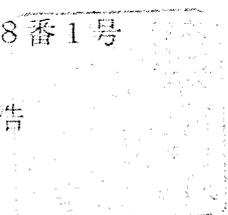
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都

東京都知事 石原 慎太郎



宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県

宮城県知事 村井 嘉浩



東日本大震災に伴う災害廃棄物受入れの要請内容

(平成23年10月14日 区長会総会での発言概要)

<宮城県女川町からの要請> 安住宣孝町長

この度このような席に伺わせていただき、私の気持ちとしては、今後のご配慮に対する感謝と、それから今日まで全国の自治体から大変な応援をいただけてきたことへの御礼も兼ねてお話を申し上げたい。

一つには今日までいろんな国民の方々にご援助をいただいた。なかでも一番感じたのは、我々今までは、やはり県なり或いは国の方を見て仕事をしてきた様な感じがする。しかし、これだけ災害に見舞われると色々な意味で横の連携の自治体から温かいご支援をいただいて、ハッと気付いたこともある。

今後ともそういう連携の中で、我々も意識を変えなければいけないし、皆さん方にも引き続き自治体としての地域の役割も重要であるけれども、連携をとる中で、お互いに助け合うという力、これが非常に大切だということを改めて認識させていただいた。

とくに行政側からのいろいろな援助であるが、今回、相当の人命、尊い命の犠牲者がでた。うちの町としても1割弱、800人以上の犠牲者を出した。その中で、遺体が見つかった遺族にとっては、東京都の皆さんから火葬の受け入れをしていただいたことひとつをとってみても、大変ありがたいことだった。東北は火葬経費をかけてあちこち駆けずり回って、どこの火葬場もあの当時は満杯だった。そういうことで一日も早くという遺族の想いを我々も叶えたいと思った時に、東京都の受け入れがあった。大変感謝を申し上げる。

そしてまた、地方選挙も遅れてきた中で、今、東京から派遣いただき、選挙事務、一人でも多くの有権者に投票していただくための準備をやっていただいて、11月の選挙の準備も着々進んでいるところである。

そこで肝心な話に入るが、私も中学3年生の時にチリ地震津波を現場で経験している。今回、その比ではない津波であり、現地で見させていただくと、一目瞭然であるが、テレビその他で見た感じと全く違う。やはり海沿いであるので、津波の競り上がり引き潮、これを両側でやられるわけである。強固な港湾防波堤も2つ目の津波で全く破壊された。これまで、とにかく命が大事という津波訓練をやってきたけれども、事実上、今の世の中の空気としては、1万人の

人口で500人か600人ぐらいしか参加しなかった。それを責めている訳ではない。しかし、2度とこういう状況を繰り返してはならないという考え方に正してもらいながら、今復興計画を頑張っ作って、一応基本ではあるけれどもそれを作成できたという段階である。

その中で、やはり瓦礫の問題で、今後皆さんのご理解を得なければならない。瓦礫を処理するということは、私の町にしても、石巻市にしても、やられ方が違う。我々の方はリアス式なので、人命も、今、半分はまだ不明だ。それだけ人もそうだし、瓦礫も海の方にみな流されているという現状である。したがって、この瓦礫の総量を推定しても、従来の一般廃棄物を処理する量からいうと、100年分くらいの瓦礫の量になるということであるから、我々もスタートの頃から減量を考えて、浜の漁民の方々にも流木もできるだけ野焼きをしてくれと、そういう削減の努力はやってきた。それから、しっかり分別をやらせていただいて、だいぶ進んで来てはいる。

しかし、順序として、公共の建物についてはまだ手つかずだ。これも壊していかなければならないわけだが、やはり、土地がないという難題を抱えている。したがって、どうしても各自治体、遠くであっても、一部処理していただくというご協力をいただかないと、復興計画もままならないということになっている。そういうことであるので、東京においては、いろいろなやり方があると思うが、ぜひ、ご理解、ご協力をお願いしたい。

ただ、問題なのは、放射線量の問題が惹起してきた。うちの方では、原発立地地ではあるが、電力そのものは工程どおり自動停止している。なんら問題はない。また、従来まで監視協議会というものがあり、県と電力事業者で定期的というより、毎日線量を測っている。従って、若干東京電力福島原発が爆発し、雨あるいは風の影響もあって、若干データが上がった時期もあるが、今は平常に戻っている。

そしてまた、瓦礫の検査についても、必ず求められると思うので、我々自らも瓦礫検査をしている。それと同時に、瓦礫を処理するときに、何段か焼却もある中での段階があると思う。したがって、国民にとって、この放射能は目に見えないし、今、こういう話題になっているときであるから、簡単に受け入れる、処理できるとは考えていない。その中で、お互い、やはり実証していくということが大事であり、我々も、焼却の前のデータも、焼却した後のデータもそろえている。なおかつ、相対的に丸々これを処理するのか、混合でいくのかという処理方法の中で、できるだけデータを抑えるという手段は、英知の中で解決していく問題も含まれていると解釈している。

したがって、当然、瓦礫をお渡しすれば処理してくれると簡単なことを考えてはいないし、そのへんも受入体制の慎重さも必要で、住民の方々のご理解を得るのに大変な世の中になってきている。やはり多くの方々にご理解いただく

ためには、まず、データと実績を提示しながらご理解いただくという作業を抜きにしては考えられない。これは、皆さん方の区においても同様の考え方の中で、いろいろ検討される内容だと思う。

ただ、一步でも二歩でもお願いできないか。今、第二の仮置き場というのが、設定できない状態にいる。現地でも、焼却炉を用意して、ゼネコンさんにJVを組んでもらって、できるだけ処理するように努力はもちろんしている。皆さんにすべてお願いするとは考えていない。そういうことで、自らの努力も示させていただきながら、決して今不安がっている住民の方々に大きな不安を与えない形で、できるだけ処理したい。

しかし、少なくとも一步一歩前に進むような処理をしないと、我々の土地のないところでの問題点があって、全部流されているので、やはりこれを二度と繰り返さないという意味では町全体のつくりが、やはり津波を意識するという、口で言ってもなかなか理解されないので、町全体が減災するという、あるいは減災させるような構造で、常に仕事をやっても、生活にしても、そういう考え方に立っていただくような仕向けをやらなければいけないと思っている。

世界の2割ぐらいが日本で起きている地震であり、津波そのものも世界の共通語になっている。そういう意味で今回の災害に対する対応というものは威信をかけても国が頑張っていたかなければならない、そういう思いである。

その中の瓦礫処理は、まず優先してやらなければならぬと思っている。野積みしておくとも火災も発生する。そういう面でもいづらかでもメタンガスを発生させないような積み方や、オゾン水を使って消毒をしたり、いろいろな努力をしている。ただ、最終的な減量化ということになると、本地の皆さん方にぜひともなんとか英知を結集していただいて、少しでも処理していただくこと、それが復興を早めるということに期待を申し上げながら、どうかよろしくお願い申し上げたい。

<宮城県からの要請> 宮城県環境生活部理事

本日はこのような機会を与えていただき、大変ありがたい。

本来であれば三役等が参ってご挨拶を申し上げるところだが、ただいま県議会開会中ということで、私が代理で出席させていただいた。どうぞご容赦をお願いしたい。

宮城県はご案内のとおり、死者・行方不明者1万2千人を超える状況ということである。先ほど、女川の安住町長の挨拶にもあったが、東京都さんの本場に温かいご配慮をいただいて、8百数十名のご遺体を火葬にすることができた。本当にありがたい。

瓦礫処理のことであるが、今回の大震災で発生した本県の量は、1千8百万

トンという状況であり、そのほとんどの約1千5百万トンが津波被害を受けた沿岸の15市町に集中している。女川町もその一つである。災害廃棄物の処理に当たっては、リサイクルを徹底した上で被災地での処理、そして県内での処理を最優先に進めるということを考えて、色々対応させていただいている。

しかしながら発生量があまりに膨大であって、平成25年度までの短期間で処理をするという環境省からの指示もあるなかで、相当程度の量はどうしても県外で処理せざるを得ないという状況にある。

環境省で先日開かれた災害廃棄物の広域処理推進会議においても、放射能の問題もあって、県外処理についてはなかなか具体的な調整が進んでいないような実情である。

このような中で、東京都さん、そして23特別区の区長さん方がご検討いただけたこととであり、宮城県として大変感謝を申し上げるとともに、このことが全国的な広域処理というものにつながっていければ大変ありがたいということで期待を申し上げるところである。本当にご迷惑をかけっぱなしということであるが、どうぞよろしくお願ひしたい。

<東京都からの要請> 環境局長

本日は、今、話のあった災害廃棄物の受け入れについて要請させていただく。

宮城県からは、平成25年3月までに女川町の可燃性廃棄物10万トンを清掃工場で焼却処分することの依頼がある予定である。運搬の方法は、鉄道輸送によるものと考えている。

この事業を実施するには、実際に廃棄物の処理をお願いする区と清掃一部事務組合、環境整備公社、東京都が緊密に連携して取り組んでいく必要があるが、受け入れに当たっては、住民の皆様方に、処理を行う災害廃棄物の状況を正確にご理解いただき、ご安心をいただくことが、何よりも重要なことであると考えており、安全を確保する仕組みをつくっていく必要がある。

本日の区長会のあと、町村会、市長会にも説明し、ご承認をいただければ、必要な調整を行い、円滑に進めていきたいと考えているので、よろしくお願ひしたい。